

計量法施行規則の一部を改正する省令案等に対する
意見募集について

平成29年7月15日
経済産業省
産業技術環境局
計量行政室

経済産業省では、別紙のとおり、計量法施行規則等の省令及び告示の一部改正を予定しております。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、下記の要領で御意見を募集いたします。

1. 意見公募の対象

- ・ 計量法施行規則の一部を改正する省令案
- ・ 特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令案
- ・ 基準器検査規則の一部を改正する省令案
- ・ 計量法関係手数料規則の一部を改正する省令案
- ・ 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令案
- ・ 指定製造事業者の指定等に関する省令の一部を改正する省令案
- ・ 計量法施行規則第百三条の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器の分類の一部を改正する告示案
- ・ 特定計量器検定検査規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器等についての一部を改正する告示案
- ・ 計量法施行規則第九十条の二ただし書に基づく校正手法を定める件の一部を改正する告示案

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

3. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成29年7月15日（土）～平成29年8月13日（日）必着

4. 意見提出先・提出方法

別紙の様式により、氏名、所属（会社名、役職等）、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを明記の上、以下いずれかの方法で経済産業省まで御意見を日本語にて送付してください。

なお、電話による御意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記の住所宛にお送りください。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省産業技術環境局計量行政室 パブリックコメント担当 宛

(2) F A X

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のF A X番号宛にお送りください。

F A X番号：(03)3501-7851

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送りください。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のメールアドレス宛にお送りください。

メールアドレス：metrology-policy-ma@meti.go.jp

(件名は「計量法施行規則の一部を改正する省令等の省令及び告示案」として、意見提出用紙を添付してお送りください。)

5. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承ください。

御提出いただきました御意見につきましては、氏名、連絡先等（住所、電話番号、F A X番号及び電子メールアドレス等）を除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産等を侵害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。